

新潟県優良リサイクル事業所表彰要綱

(趣旨)

第1条 廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化（以下「リサイクル等」という。）に積極的に取り組み、その取組により優れた成果を上げた県内の事業所を表彰することにより、事業者のリサイクル等に関する気運の醸成及び意識の高揚を図り、もって循環型社会の形成を促進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 事業活動によるリサイクル等に積極的に取り組み、その取組が継続している事業所。
- (2) 製造又は販売する製品について、リサイクル等の拡大が図られ、その取組が継続している事業所。
- (3) その他新潟県内のリサイクル等の推進に寄与する事業活動を行っている事業所。

(表彰候補者の募集等)

第3条 表彰の対象となる候補者の募集については、一般公募によるもののほか、団体、市町村等の推薦による。

2 表彰候補者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 県内に所在する事業所であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しない者であること。
- (3) 過去に本表彰を受けた事業所にあつては、過去の受賞時と比較し、取組の発展がみられること。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、新潟県環境会議廃棄物減量化・リサイクル部会の審査を経て、新潟県環境会議議長が行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、新潟県環境賞表彰式において、新潟県環境会議議長が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。